

古 監 委 第 3 号
令和 4 年 2 月 2 5 日

古河市長 針谷 力 様
古河市議会議長 鈴木 隆 様
古河市教育委員会教育長 鈴木 章二 様
古河市農業委員会会長 高橋 栄 様
古河市選挙管理委員会委員長 下村 宏幸 様
古河市公平委員会委員長 斉藤 一恵 様
古河市固定資産評価委員会委員長 野口 菊一 様

古河市監査委員 赤 岩 茂

同 阿久津 和 弘

同 黒 川 輝 男

令和 3 年度定期監査（財務監査）・行政監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果に関する報告書を提出します。

令和3年度

定期監査(財務監査)・行政監査
結果報告書

古河市監査委員

令和3年度定期監査(財務監査)・行政監査結果報告書

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、古河市監査基準(令和2年古河市監査委員告示第1号)に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

定期監査(財務監査)・行政監査(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項)

第3 監査の概要

1 対象課及び施設

(第1回)

総務部	総務課(危機管理室)、職員課、契約検査課、消防防災課
財政部	財政課、収納課、市民税課、資産税課、財産活用課
市民部	市民協働課(人権・男女共同参画室、古河市隣保館)、市民総合窓口課(各市民総合窓口室)、環境課(環境施設管理室)、交通防犯課
上下水道部	下水道課(雨水対策室)、水道課(水道施設室)
会計課	
教育部	教育総務課(古河一小、釈迦小、下大野小、古河一中)、学校教育施設課、指導課、学校給食課、生涯学習課(文化教育施設室、各施設)、社会教育施設課(各施設)、スポーツ振興課
議会事務局	
選挙管理委員会	監査委員・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局

(第2回)

企画政策部	秘書広聴課、企画課、プロジェクト推進課、IT戦略課、シティプロモーション課
福祉部	福祉推進課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢介護課(地域包括支援センター)、子ども福祉課(各保育所)、子育て包括支援課(児童発達支援センター)
健康推進部	健康づくり課(コロナワクチン対策室)、国保年金課、古河福祉の森診療所(尾崎国民健康保険診療所)
産業部	商工観光課、農政課、土地改良課
都市建設部	都市計画課(公園緑地室)、区画整理課、建築指導課、道路整備課、用地管理課、営繕住宅課
農業委員会事務局	

2 実施期間

(第1回)令和3年11月18日(木)、19日(金)及び25(木)

(第2回)令和4年1月19日(水)、20日(木)

3 着眼点及び実施内容

市の財務等に関する事務の執行、及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、合理的、かつ効率的に執行されているかに主眼を置いた。

監査対象部署から提出された資料、書類等の予備監査を事務局職員が行い、監査委員監査においては、課長等の出席を求め、提出資料に基づき説明を聴取して実施した。

4 提出書類

- ・事務分担状況調（様式第1号）
- ・業務別執行状況調（様式第2号）
- ・起工から完成までの事務処理調（様式第3号）
- ・補助金等の交付状況調（様式第4号）
- ・公金及び準公金等の取扱状況調（様式第5号）
- ・学校監査調書
- ・課別科目別歳入予算執行状況
- ・課別科目別歳出予算執行状況
- ・消費税申告書一式（写し）

第4 監査の結果

各課（室）・施設の事務の執行状況は、概ね適正に執行されているものと認められた。しかし、一部留意を要する点、要望する事項については次のとおりである。内容を十分に検討の上、最善の措置を講じることを求める。

1 契約事務について

今年度契約の修繕料（20万円～50万円）、委託料（20万円～50万円、指定管理者委託料は全て）、工事請負費（10万円～130万円）、備品購入費（10万円以上）について、担当課での随意契約に係る事務の執行状況を中心に監査を実施したところ、一連の事務手続きは概ね適正に実施されていることが認められた。

しかし、以下のような不備が散見されることから、随意契約ガイドライン等を参考に、統一的かつ公正な契約事務の執行に努められたい。

- ・参考見積書未取得
- ・予定価格の設定がないもの
- ・起工・執行決議書決裁前に見積書の提出を依頼したもの
- ・当初予算成立前に起工・執行決議書を作成したもの
- ・随意契約理由の記載内容の不備
- ・伺書の決裁日が空欄及び鉛筆で記載されたもの
- ・契約書の日付が鉛筆で記載されたもの
- ・工期延長の変更契約の締結漏れ
- ・契約書に収入印紙の貼付がされていないもの

2 補助金等の交付状況について

補助金等交付状況については、交付決定額が10万円以上のものを対象とし、提出された書類に基づき交付申請から交付までの書類の確認を行い、必要に応じて決算書により団体の活動状況と繰越金を確認した。

交付手続きについては、「古河市補助金等交付規則」や個別要綱に基づき、交付申請、交付決定、請求、支払いがなされており、書類は概ね適正に保管・管理されていた。

また、団体における視察研修の視察先及び研修内容について聴取したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年に引き続きほとんどの団体が実施していなかった。

今後も団体に対し適切な支援を行いながら、団体自らが事務局を担うことができるよう、助言・育成に努める必要がある。改善点や書類上の不備は以下のとおりである。

- ・個別要綱が定められていないもの
- ・補助金交付申請書が要綱で定められた様式以外で提出されていたもの
- ・補助金交付額を超える繰越額が発生しているもの

3 公金及び準公金等の取扱状況について

(1) 各種団体等の会計について

担当課職員が行っている補助金交付団体等の会計事務を監査したところ、次のような改善すべき点や不備が見受けられた。

- ・収入・支出伝票の未作成及び作成の遅れ
- ・出納簿を作成していないもの
- ・団体における監査が行われていないもの
- ・個人所有のクレジットカードでの立替払い
- ・個人所有のポイントカードの使用があったもの

団体の会計事務については、「公金取扱基準」を準用し適正な処理に努めるとともに、必要に応じてマニュアル等の作成を検討することが望まれる。

(2) 現金等の保管状況について

現金等の保管状況については、勤務時間内は手提げ金庫、レジスター等に保管、勤務時間外は施設・庁舎内金庫やロッカー・キャビネットを施錠し、適正に保管されていた。

4 学校監査について

古河第一小学校、釈迦小学校、下大野小学校、古河第一中学校の4校を対象に、準公金の検査状況及び理科薬品類の管理状況について監査を実施した。

(1) 準公金の検査状況について

市内32小中学校の準公金については、教育総務課が年間16校ずつ2年間で検査を実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となっている。引き続き、学校の準公金の取扱い状況を確認するとともに、適正な会計管理についての指導を行っていただきたい。

(2) 理科薬品類の管理状況について

理科薬品類は理科準備室の薬品庫に施錠して保管され、薬品庫の鍵は学校長が管理、数量は管理簿に記録する等、概ね適正に管理されていた。しかし、一部で次のような不備が見受けられた。

- ・一部の水溶液について管理簿への記録がないもの
- ・管理簿に確認者の署名ないもの
- ・不明な薬品が保管されていたもの

理科薬品類については、児童生徒等に危険が及ぶ可能性を十分配慮する必要がある。学校長は、薬品類の適正な管理を徹底し、事故等の未然防止に注力されたい。

また、指導課においては、引き続き薬品類の管理状況の把握に努め、管理方法等について指導を強化されたい。

5 各課における留意事項等

○企画課

ふるさと納税について、効果的なPR方法や魅力ある返礼品の選定等を検討し、さらなる寄付金の獲得に努められたい。

○IT戦略課

RPAの活用は一定の効果があつた。他の業務にも適用を拡大すべきである。

○総務課

起案文書の電子決裁率は令和3年6月から9月までの期間で約7割となっている。引き続き電子決裁の効果を検証されたい。

行政における電子文書の保存期間等について、法令等で定めがあるか確認をお願いしたい。

○市民税課

納税通知書や税証明書等の電子化については今後の課題である。国等の方針にもよるが、個人対象であれば、マイナポータル等を活用することで電子的送付が可能になるのではなかろうか。

○古河福祉の森診療所（尾崎国民健康保険診療所）

令和5年10月より、企業が集団予防接種等を行う場合、適格請求書発行事業者として登録された医療機関からインボイス（適格請求書）を受け取らなければ、消費税申告時の仕入税額控除の適用を受けることができなくなる（経過措置あり）。

尾崎国民健康保健診療所は現時点で消費税の免税事業者であるため、今後、課税事業者を選択し適格請求書発行事業者となるべきかどうか検討しておくべきであろう。

○商工観光課

中小企業への販路開拓等に国等で実施している伴走型支援を紹介してはどうか。

○農政課

農業次世代人材投資事業補助金について新規就農者等の成功事例を市のホームページ等で広報できないか。

○都市計画課

メリナ・メルクーリ国際賞基金は、関連事業を行うために保有しているが、関連事業は行われておらず、動きもない。今後も基金としておく必要があるか検討すべきである。

○会計課

令和4年1月から電子決裁となった伝票処理について、その導入の効果を検証すべきであろう。

○教育総務課

産業医の契約書において、医師個人との直接契約の場合、原則として給与収入になるため、消費税は不要ではないか。

○学校教育施設課

小中学校の教育用パソコン（chromebook）5台の修繕は、実質的には買い替えであり、科目は修繕料ではなく備品購入費として処理すべきではないか。

○学校給食課

排気系統点検清掃委託は、学校ごとに一社特命随意契約であるが、一括で契約を締結した方が事務処理は合理化できるのではないか。

古河第五小学校給食事業の排気系統点検清掃委託料について、9月末時点で予算額 200,000 円に対し、負担行為額 236,500 円となっている。これは、排気系統点検清掃委託料 192,500 円に加え、害虫駆除委託料 44,000 円を誤って執行したため、予算額を超える負担行為額となったものである。適正な予算の執行に努められたい。

○スポーツ振興課

ゴルフ場事業特別会計の消費税課税方式は、本則課税を適用しているところであるが、令和3年3月期の課税売上げが1,202万円であり、5,000万円以下となっている。このため、2年後の令和5年3月期は簡易課税の選択が可能である。なお、この場合、令和4年3月末日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要となる。

修繕費が多額になるなど、収支構造の変化によっては取り扱いが異なってくるが、令和3年9月までの数字で概算計算した場合、消費税額は本則課税で約330万円、簡易課税では約205万円となる。下期も同様の収支であれば、年間で約250万円の節減になると考える。

○議会事務局

議会資料を紙からタブレット端末機による配信に移行した結果、紙3万枚、印刷代10万円、製本等に係る人件費37万円等の削減効果があった。なお、ICT化は単に経費削減だけでなく、情報共有の迅速化等の効果があると考えられる。

会議録作成業務のIT化については、音声認識ソフトも日々進歩しているので、これらの活用を検討してみてもどうか。「滋賀県では会議で録音した音声をAIに送ると、自動でテキスト化するシステムを構築し、議事録の作成時間を最大6割短縮した。」等の事例も紹介されている。

他自治体等の先進的取組事例も参考にされたい。

6 まとめ

令和5年10月から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入される。これに備えて国は、令和4年10月から、電子請求書のプラットフォームを稼働する予定である。市もこの時期に合わせ、電子請求書の処理システム導入を検討していくべきではないか。

また、市は、事業者としての立場からインボイス制度への対応が必要となる。制度の内容を十分に理解されたうえで、早急に準備を進めていただくようお願いしたい。